

いじめ防止基本方針



令和8年4月
北海道鷹栖高等学校

1 学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)

第13条 「学校いじめ防止基本方針」

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第22条 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめは絶対に許されない。という共通認識のもと、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくとともにいじめの未然防止・早期発見に取り組み、いじめを認知した場合は学校全体として適切に且つ速やかに対応を行うためにいじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義と様態

(1) いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係(学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブなど、学校や市町村の内外を問わず、当該生徒と何らかの関係がある生徒)にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」を言う。

(2) いじめの様態

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめの防止

- (1) 教育相談体制の充実
 - ・担任等による面談
 - ・スクールカウンセラーによる面談
 - ・全員面談の実施
- (2) 学習指導の充実
 - ・授業規律の徹底と規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
 - ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- (3) 特別活動、道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり
 - ・学校行事や生徒行事などの特別活動を通じた望ましい人間関係づくり
 - ・ボランティア活動の充実
- (4) 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚及び講演会等の実施
- (5) 情報教育の充実
 - ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- (6) 関係機関の協力による啓発
 - ・講話の実施（警察、児童相談所等）
- (7) 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等に関する周知
 - ・学校公開の実施

4 いじめの早期発見

- (1) 生徒のサインを見逃さない
 - ・いじめられている生徒のサイン、いじている生徒のサイン・・・別紙3
 - ・教室や家庭からのサイン・・・別紙4
- (2) 家庭との連携、協力関係の構築
- (3) いじめアンケートの実施（年3回）
 - ・心配な様子が見られる生徒に対しての個別面談（いじめアンケート結果の活用）
- (4) 全員面談の実施
 - ・新生入生、新学年に対しての個別面談
- (5) 校内巡視等によるきめ細やかな生徒観察
- (6) 情報共有
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握、進級時の引継ぎ
- (7) ICTを活用した健康観察・教育相談アンケート
 - ・年度始、前期末、学期始、年度末
 - ・心と身体のチェック（長期休業前後）

5 いじめへの対応

(1) 関係生徒に対する迅速な事実確認（状況の正確な把握・確認）

- ①誰が誰をいじめているか？・・・【加害者と被害者の確認】
- ②いつ、どこで起こったか？・・・【時間・場所の確認】
- ③どのような内容のいじめか？どのような被害を受けたのか？・・・【内容】
- ④いじめをしてしまった動機は何か？・・・【要因】
- ⑤いじめのきっかけ（原因）は何か？・・・【背景】
- ⑥いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・【期間】

※個人情報については、その取扱に十分留意すること

(2) 関係生徒への支援・指導

ア いじめられている生徒への支援

- ・苦痛の共感的な理解と対応
- ・安全・安心できる環境の確保
- ・心のケアを図る（長期的な相談支援）
- ・暖かい人間関係の構築

イ いじめている生徒への指導

- ・いじめの事実確認
- ・いじめの要因や背景の理解
- ・相手の苦しみを理解させる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要により懲戒を加える

ウ 関係集団への対応

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

ア いじめられている生徒の保護者に対して

保護者から相談された場合は複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすなどの協力を求める

イ いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある
- ・生徒や保護者の心情に配慮し、行動が変わるためには保護者の協力が必要である

ウ 保護者同士が対立する場合など

必要に応じて教員が間に入り関係調整を行う。

- ・相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う姿勢で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

ア 教育機関との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応
- ・ 関係機関との調整

イ 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

- ・ 家庭での養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生活、環境の状況把握

エ 医療機関・スクールカウンセラーとの連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

6 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板に送信する。特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする。掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する。などといった犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ・ フィルタリング
- ・ 保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- ・ 教科「情報」における情報モラル教育の充実

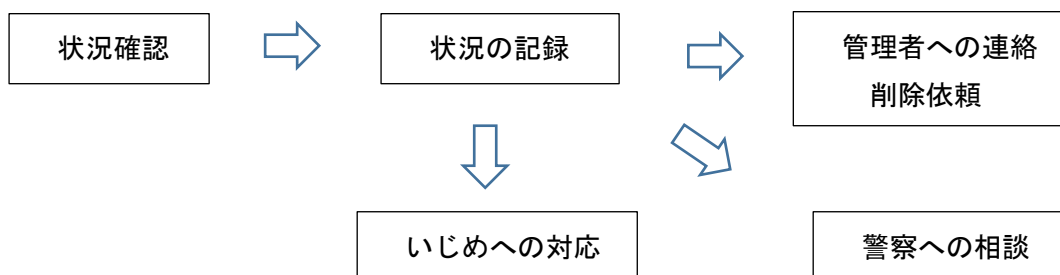
ウ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ・ 被害者からの訴え
- ・ 閲覧者からの情報
- ・ ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



7 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 高額の商品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

- ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態時の報告・調査協力

- ・ 道教委に報告
- ・ 道教委が設置する重大事態調査のための組織への協力
- ・ 関係機関への支援要請

8 いじめの解消

いじめは、「謝罪」をもって安易に解消することはできない。「いじめの解消」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

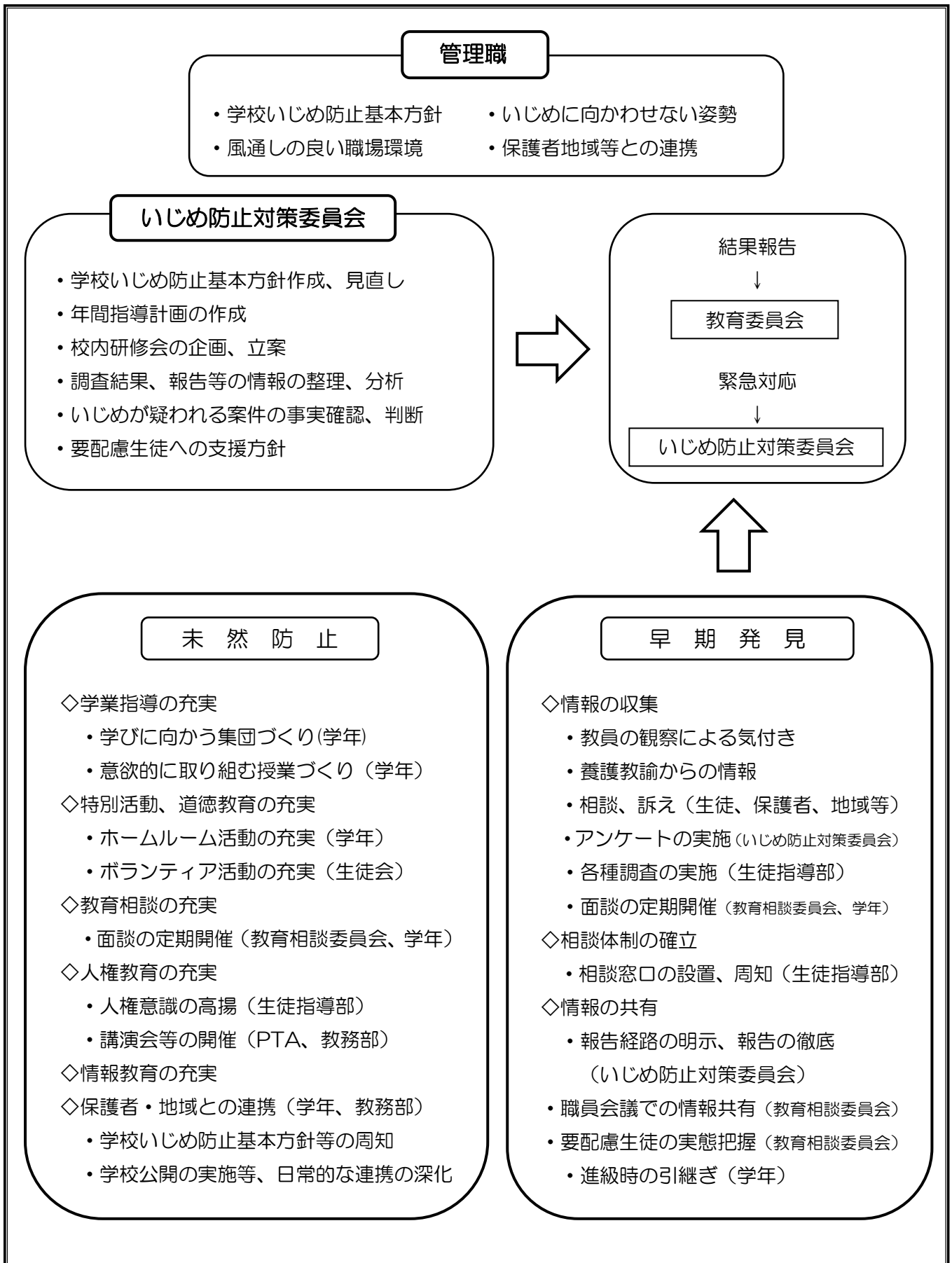
(1) いじめに係わる行為が止んでいること

- ・ 生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していることを目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ いじめの解消を判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛感じていないと認められること。被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・ いじめの解消の見極めは、学校や保護者のほか、必要に応じて外部組織やスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- アンケート調査や教育相談
- スクールカウンセラー
- 周囲の生徒や保護者
- 学校以外の関係機関
- 地域住民等
- 学級担任
- 担任以外の教職員

<いじめの報告>

○ 把握者 → (学級担任等) → 生徒指導担当者 → 教頭 → 校長

いじめ対策委員会の開催

【事実確認及び指導方針の決定 (いじめ対策委員会)】

- 事実関係の把握
- 対応チームの編成及び役割分担
- いじめの認知の判断
- 全教職員による共通理解
- 指導方針や指導方法の決定
- SC や関係機関との連絡調整

【事実確認及び指導方針の決定 (いじめ対策委員会)】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- 周囲の生徒への指導
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談 (上川教育局、旭川児童相談所、警察など)

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学校	<ul style="list-style-type: none"> □ 組織体制を整え、いじめをやめさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> □ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 □ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □ 自分の問題と捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> □ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □ 今後の指導方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。
○ いじめ対策委員会におけるいじめの解消の判断			

【再発防止に向けた取組】

<ul style="list-style-type: none"> ○ 原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> □ 事実の整理、指導方針の再確認 □ SC など外部専門家等の活用 ○ 学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □ 生徒指導体制の点検・改善 □ 教育相談体制の強化 □ 生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □ 生徒の居場所づくり、絆づくり等、学級経営の充実 □ LHR、学校行事など豊かな心を育てる指導の工夫 □ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくりの推進 □ 主体的に取り組む協働的な活動をとおして、自己有用感を感じ取れる場づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> □ 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 □ 学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 □ PTA と協力し、豊かな心の醸成を促す取組
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別紙 3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝の SHR	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない <input type="checkbox"/> 教員と視線を合わせず、うつむいている <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 提出物を忘れて、期限に遅れる <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される
休み時間	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い <input type="checkbox"/> 衣服が汚れたりしている <input type="checkbox"/> 一人で清掃している
放課後	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている

【情報共有する手順：把握教員→学年→生徒指導部→いじめ防止対策委員会→管理職】

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

【情報共有する手順：把握教員→学年→生徒指導部→いじめ防止対策委員会→管理職】

別紙 4

1 教室でのサイン

教室がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえてくる
<input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる
<input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る
<input type="checkbox"/> 筆記用具の貸し借りが多い
<input type="checkbox"/> 壁等にいたずら、落書きがある
<input type="checkbox"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている

【情報共有する手順：把握教員→学年→生徒指導部→いじめ防止対策委員会→管理職】

2 家庭でのサイン

サイン
<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる
<input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる
<input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする
<input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする
<input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする
<input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがあったりする
<input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる
<input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある
<input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える
<input type="checkbox"/> 食欲不振・不眠を訴える
<input type="checkbox"/> 学習時間が減る
<input type="checkbox"/> 成績が下がる
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする
<input type="checkbox"/> 自転車がよくパンクする
<input type="checkbox"/> 家庭の品物、金銭がなくなる
<input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがる

【情報共有する手順：把握教員→学年→生徒指導部→いじめ防止対策委員会→管理職】